

第3回大垣市公契約についての懇話会

会議録

日 時	平成27年10月21日(水) 13:30~14:00
場 所	本庁3階合同委員会室
内 容	1 懇話会 (1) 市長への提言書の提出 2 市長あいさつ 3 その他
出席者 (敬称略)	【委員：10名】 竹内 治彦、成瀬 重雄、渡邊 久人、佐竹 建二、堀 基、 三輪 剛士、川尻 史朗、水野 靖弘、名和 哲彦、馬淵 則昭、 【事務局：9名】 小川 敏(大垣市長)、澤 達彦(総務部長)、寺嶋 太志(契約課長)、 永井 康、高嶋 博一、澤野 量彦、谷津 毅、勝 雅喜、臼杵 泰一
欠席者	【委員：1名】 箕浦 欣子
傍聴者	なし
記者	中日新聞社、岐阜新聞社

(事務局：寺嶋課長)

みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、第3回「大垣市公契約についての懇話会」にお集まりいただき、誠にありがとうございます。それでは、定刻となりましたので、ただ今から、懇話会を始めさせていただきます。

なお、本日、公募市民の箕浦欣子様は、他の用務でご欠席でございます。

また、本懇話会は、大垣市情報公開条例に基づき、個人情報など、非公開とする事案がないことから、公開とさせていただきます。会議録も公開となりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、第2回懇話会の会議録につきましては、資料No.1として、お手元に配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

また、第2回懇話会での意見交換による条例(素案)の修正につきましては、条例(素案)の新旧対照表を資料No.2として、ご用意いたしました。修正箇所は、1ページと3ページのアンダーラインのところでございます。まず、1ページですが、目次の第3章でございまして、「適正な労働基準の確保」を「適正な労働条件の確保」に修正しております。これに伴い、3ページの下から4分の1くらいのところですが、同じく、第3章を「適正な労働基準の確保」から「適正な労働条件の確保」に修正しております。また、同じく3ページ

の第13条でございますが、「最低賃金法（昭和34年法律第137号）」を削除し、「労働基準法
その他関係法令」といたしております。ご確認をお願いしたいと存じます。

ここで、本日の懇話会の傍聴を希望される報道機関関係者の方が2名いらっしゃいます
ので、お入りいただきます。

(報道機関関係者入室)

それでは、「懇話会」に入りたいと存じます。ここからの進行は、竹内会長さんにお願
いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

(竹内会長)

みなさん、こんにちは。本懇話会では、これまで、8月25日の第1回懇話会と10月1日の
第2回懇話会におきまして、他都市等における公契約条例の事例研究を行うとともに、大
垣市公契約条例（素案）について意見交換及び意見集約を行い、市長への提言書の取りま
とめを行ってまいりました。本日は、「大垣市公契約についての懇話会設置要綱」第2条に
基づき、提言書を市長に提出したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(竹内会長・小川市長 中央へ移動)

(竹内会長)

平成27年10月21日、大垣市長 小川敏様、大垣市公契約についての懇話会会長 竹内
治彦。大垣市公契約条例に関する提言。

地方公共団体における工事等の契約（公契約）に係る入札は、一般競争入札の拡大や総
合評価方式の導入などにより、改善が進められてきましたが、一方で過当競争による低価
格入札により、下請事業者や業務従事労働者にしわ寄せが懸念されるなど、新たな課題が
発生しており、公契約に係る工事等の品質確保に当たっても、適正な公契約の締結や労働
環境の低下防止などが望まれています。

こうした中、国において、公共工事の品質確保及びその担い手の中長期的な育成等を図
るため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」に基づき、国及び地方公共
団体の工事の発注者における共通の取り決めとして、「発注関係事務の運用に関する指針」
が策定され、本年4月から本格運用となっておりますが、大垣市における適正な公契約を
通した豊かな地域社会の実現に向けては、一層の条例整備の重要性を認識し、速やかに必
要な措置を講ずる必要があります。

こうした状況を踏まえ、この課題に先導的に取り組むため、学識経験者、各種団体の代

表者及び公募市民により構成される「大垣市公契約についての懇話会」では、「大垣市公契約条例（素案）」について、議論を重ねてまいりました。

このたび、懇話会において、公契約について基本理念を定めるとともに、市及び事業者の責務並びに市民の役割を明らかにすることにより、公契約に関する制度の適正な運用、適正な労働条件の確保をはじめ、若年労働者や障がい者等の就業機会の確保、男女共同参画の推進などによる社会的責任の向上、市内事業者の積極的な活用による地域経済の発展などを図る「大垣市公契約条例（素案）」を取りまとめましたので、大垣市におかれましては、早期に条例化に取り組まれるよう、ここに提言します。それでは、よろしくお願い致します。

（竹内会長から小川市長へ提言書を提出）

（小川市長）

ありがとうございました。

（竹内会長・小川市長 自席へ移動）

（竹内会長）

これで、本日の議題は、全て終了いたしました。進行を事務局にお返しします。

（事務局：寺嶋課長）

竹内会長さん、委員のみなさん、ありがとうございました。ここで、小川市長からあいさつがございます。

（小川市長）

今日は、3回目の「大垣市公契約についての懇話会」ということでございまして、皆様方には、公契約条例について、いろいろな角度からご提案いただき、ありがとうございました。そして、先程は、竹内会長さんから、公契約条例の素案ということで、懇話会を代表してご提出をいただきました。

内容につきましては、竹内会長さんからお話があった通りでございまして、話を重ねるようなことになる訳ですけれども、「総則」、「公契約の適正化」、「適正な労働条件の確保」、「地域経済の健全な活性化」といった多岐にわたる内容になっております。

このような多岐にわたる公契約条例の制定は、県内の市町村では初めてになりますし、東海4県では四日市市で制定はされておりますけれども、あくまでも適正な労働条件の確保

という点に限ったものでございますので、そういう意味では、東海4県のみならず、全国的にも珍しい公契約条例になるのではないかなと思っております。また、働く人だけではなく、市民の皆さんにも恩恵が行きわたるため、十分にご納得いただける内容の公契約条例素案ではないかと感じているところでございます。

今回の件につきましては、ご提言がありましたように、早期の条例化を目指しまして、12月の議会で中間報告をさせていただき、また、パブリックコメントも実施して更に市民の皆さんのご意見を募らせていただいて、来年の3月議会での条例制定を目指して参りたいと考えております。

改めまして、今回の懇話会におきまして、皆様方から多岐にわたるご意見やご提案をいただきましたことに感謝申し上げますとともに、また、今後、条例制定に向けて皆様方のご協力、そしてまた、制定された後もしっかりと運用されていくようにご支援をお願い申し上げ、お礼のご挨拶とさせていただきます。いろいろとお世話になりまして、ありがとうございました。

(事務局：寺嶋課長)

ありがとうございました。最後に、次第の「3 その他」ですが、全体を通して、何かご意見やご質問があれば、お願いいたします。

それでは特にないようですので、これで第3回懇話会を終了させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。お気をつけてお帰りくださいませ。